

宇治キャンパス構成員の新型コロナウイルス感染確認時等における対応について

宇治キャンパス新型コロナウイルス対策本部

宇治キャンパス構成員（学生・教職員）に新型コロナウイルスの感染が確認された場合等の宇治地区における対応については、本学の対応方針の改定に合わせて以下のとおりとする。

（参考）学生・教職員の新型コロナウイルス感染確認時等における対応について（第8版）他、
本学の新型コロナウイルス感染症対応については、次のリンク先を参照

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/coronavirus>

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 構成員の感染が確認された場合(2) 構成員が濃厚接触者となった場合（接触者となった場合を含む）(3) 構成員の同居者が濃厚接触者となった場合(4) 構成員が新型コロナウイルス感染類似症状***を呈した場合 |
|---|

（様式）

- (1) 感染が確認された場合 ⇒ 【感染者等への確認（聞き取り）事項】
- (2) 濃厚接触者となった場合 ⇒ 【濃厚接触者等への確認事項】
- (3) 同居者が濃厚接触者となった場合 ⇒ 【同居者が濃厚接触者等の確認事項】
- (1)～(4) 共通 ⇒ 【体調の経過観察表】

※ 各様式に記載する内容は、京都大学における個人情報の保護に関する規程に定義する個人情報及び要配慮個人情報が含まれることから取扱いには厳重に注意し、提出先は宇治対策本部等（総務課担当）**に限定すること。

注：*所属長：学生の場合は指導教員、教職員の場合は、研究室主宰者又は所属課長

**宇治対策本部等：宇治キャンパス新型コロナウイルス対策本部及び当該部局の部局対策室

**宇治対策本部等（総務課担当）：総務課担当及び当該部局の部局対策室

***新型コロナウイルス感染類似症状：類似症状とは、咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢・高熱などを指す。また、それ以外の疾患の確定診断がついている場合は除外する。

（1）構成員の感染が確認された場合

感染した者が行うこと

- ① 速やかに所属長*に報告（第1報）。【感染者等への確認（聞き取り）事項】を記入し、所属長*に提出。登校禁止、就業禁止が解除されるまで、可能な範囲で【体調の経過観察表】を記録
- ② 保健所の指示に従い、入院又は宿泊施設もしくは自宅にて療養
- ③ 退院又は宿泊（自宅）療養解除時に受ける主治医や保健所の指示・指導に従い、その内容を【体調の経過観察表】とともに所属長*に報告

※退院等後、登校禁止、就業禁止が解除されるまでの間は、引き続き、体調の経過観察を

行う

※無症状患者の場合、検体採取日から10日間の体調の経過観察を行う

④ 所属長*から、登校禁止、就業禁止解除の連絡を受けて、復帰

所属長*が行うこと

- ① 感染者に【感染者等への確認（聞き取り）事項】の提出を依頼（又は聞き取り記入）。併せて登校禁止、就業禁止解除までの【体調の経過観察表】の記入を指示。速やかに感染者の情報を宇治対策本部等（総務課担当）**に報告（第1報）。併せて当該感染者が学生の場合は、学籍上の所属部局の方針に沿って対応（宇治対策本部等（総務課担当）**には情報共有）
- ② 【感染者等への確認（聞き取り）事項】に基づき、保健所、危機対策本部、及び宇治対策本部等**の指示により、活動・業務を停止し、関係者へ自宅待機の指示
- ③ 保健所、危機対策本部、及び宇治対策本部等**と連携し、感染者が発病する2日前以降の行動及び濃厚接触した者を特定
⇒濃厚接触者となった者は、下記（2）により対応
⇒濃厚接触者と判断されなかった者（接触者）については、下記（2）の※により対応
- ④ 保健所の指導のもと、危機対策本部及び宇治対策本部等**と連携し、感染者の勤務等していた建物や部屋などの消毒作業（必要な場合は一時閉鎖）
- ⑤ 危機対策本部の指示により、宇治対策本部等**と連携し、活動・業務の再開（感染者が担当していた業務等の支援体制の整備）
- ⑥ 感染者より報告される退院又は宿泊（自宅）療養解除時に受けた主治医や保健所からの指示・指導の内容及び【体調の経過観察表】が、職場復帰の目安(※)を満たしているか確認のうえ、宇治対策本部等（総務課担当）**に報告

(※)職場復帰の目安は、次の 1)及び 2)の両方の条件を満たすこと。無症状患者の場合は、次の3)の条件を満たすこと

1) 発症後に少なくとも10日が経過している。

2) 薬剤(*)を服用していない状態で、解熱後に少なくとも72時間が経過しており、発熱以外の症状(**)が改善傾向(***)である。

(*) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤

(**) 咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢

(***) 各症状を4段階（なし：新型コロナウイルス感染症罹患による症状出現前と同程度、軽度：何かに集中すると忘れる程度、中等度：常に不良を感じる程度、重度：日常生活に支障をきたす程度）で評価し、すべて「なし」又は「軽度」の状態が3日連続している。

3) 無症状患者の場合は、検体採取日から7日が経過している

⑦ 宇治対策本部等**からの登校又は就業の禁止解除の連絡を受けて、復帰を許可

宇治対策本部等**が行うこと

- ① 所属長*に対して、感染者に【感染者等への確認（聞き取り）事項】の速やかな提出と、併せて療養中の【体調の経過観察表】の記入を依頼。速やかに感染者の情報を危機対策本

部に報告。なお、当該感染者が学生の場合は、学籍上の所属部局の方針を確認し、いずれかが危機対策本部へ報告。当該感染者が教職員の場合は、併せて部局長（教員の場合は学系長）により就業の禁止を決定・通知（総務課人事掛で手続き）

- ② 保健所及び危機対策本部の指示により、活動・業務を停止し、関係者へ自宅待機の指示
- ③ 【感染者等への確認（聞き取り）事項】に基づき、保健所及び危機対策本部と連携し、感染者が発病する2日前以降の行動及び濃厚接触した者を特定
⇒濃厚接触者となった者は、[下記（2）](#)により対応
⇒濃厚接触者と判断されなかった者（接触者）については、[下記（2）の※](#)により対応
- ④ 保健所の指導のもと、危機対策本部と連携し、感染者の勤務等していた建物や部屋などの消毒作業（必要な場合は一時閉鎖）
- ⑤ 危機対策本部の指示により、活動・業務の再開（感染者が担当していた業務等の支援体制の整備）
- ⑥ 所属長*より報告される退院又は宿泊（自宅）療養解除時に受けた主治医や保健所からの指示・指導内容及び【体調の経過観察表】が、[職場復帰の目安\(※\)](#)を満たしているか確認
- ⑦ 当該感染者が学生の場合は、学籍上の所属部局の方針に沿って対応するが、上記①で宇治対策本部から危機対策本部に報告する場合には、部局長による登校禁止解除の決定を受け、宇治対策本部から危機対策本部に報告
- ⑧ 教職員の場合は、主治医や保健所からの指示・指導の内容及び[職場復帰の目安\(※\)](#)に基づき、部局長（教員の場合は学系長）により就業の禁止の解除を決定・通知のうえ、人事部人事企画課に報告（総務課人事掛で手続き）

（2）構成員が濃厚接触者となった場合（接触者となった場合を含む）

濃厚接触者が行うこと

- ① 速やかに所属長*に報告（第1報）。【濃厚接触者等への確認事項】を記入し、所属長*に提出。自宅待機期間中、【体調の経過観察表】を記録
- ② 保健所及び本学の指示・指導に従い、感染者と接触した最後の日から7日間は自宅待機（在宅勤務、自宅学習など）及び10日間は体調の経過観察
※当該期間については、自治体の変異株の流行状況等によって取り扱いが異なる場合があるため、各自治体保健所の指示・指導に従う（以下同じ）
- ③ 発熱・咳等の症状が出れば、医療機関には直接行かず、相談窓口又は管轄の保健所に相談
- ④ 相談窓口又は管轄の保健所から指定された医療機関を受診し、新型コロナウイルス陽性と診断された場合は、[上記（1）](#)により対応
- ⑤ 7日間の体調の経過観察後、体調に問題が無ければ、所属長*に【体調の経過観察表】を提出。引き続き10日間を経過するまで体調の経過観察を行う
- ⑥ 所属長*から許可の連絡を受けて、自宅待機を解除

※濃厚接触者と判断されなかった者（接触者）が行うこと

- ① 感染者と接触があり濃厚接触者として判断される可能性がある場合は、速やかに所属長*

に連絡（第 1 報）。その後、濃厚接触者と判断されなかったことがわかったら、所属長*に報告

- ② 発熱・咳等の症状がなければ、登校、就業は可能。ただし、感染者と接触した最後の日から 7 日間は、体調の経過観察
- ③ 上記②の期間中、【体調の経過観察表】を記録。7 日間の体調の経過観察後、所属長*に【体調の経過観察表】を提出

所属長*が行うこと

- ① 濃厚接触者に、【濃厚接触者等への確認事項】の提出を依頼。併せて自宅待機期間中の【体調の経過観察表】の記入を指示。速やかに濃厚接触者の情報を宇治対策本部等（総務課担当）**に報告（第 1 報）。併せて当該濃厚接触者が学生の場合は、学籍上の所属部局の方針に沿って対応（宇治対策本部等（総務課担当）**には情報共有）
- ② 保健所、危機対策本部及び宇治対策本部等**の指示・指導のもと、濃厚接触した者に対して、感染者と接触した最後の日から 7 日間の自宅待機（在宅勤務、自宅学習など）及び 10 日間は体調の経過観察を行うよう指示
※当該期間については、自治体の変異株の流行状況等によって取り扱いが異なる場合があるため、各自治体保健所の指示・指導に従う（以下同じ）
- ③ 濃厚接触者が担当していた業務等の支援体制の整備
- ④ 濃厚接触者が、医療機関を受診し新型コロナウイルス陽性と診断された場合は、上記(1)により対応
- ⑤ 濃厚接触者から報告を受けた 7 日間の【体調の経過観察表】を確認し、問題がなければ自宅待機（在宅勤務、自宅学習など）の解除を指示。引き続き 10 日間を経過するまで体調の経過観察を行うよう指示
併せて宇治対策本部等（総務課担当）**に報告。なお、当該濃厚接触者が所属長の場合は、部局長が【体調の経過観察表】を確認し、問題がなければ自宅待機（在宅勤務、自宅学習など）の解除を指示

※濃厚接触者と判断されなかった旨の報告を受けた所属長*が行うこと

- ① 速やかに接触者の情報を（宇治対策本部等（総務課担当）**）に連絡（第 1 報）。併せて当該接触者が学生の場合は、学籍上の所属部局の方針に沿って対応（宇治対策本部等（総務課担当）**には情報共有）。その後、濃厚接触者と判断されなかった旨の報告があれば、宇治対策本部等（総務課担当）**に報告
- ② 発熱・咳等の症状がなければ、登校、就業は可能。ただし、感染者と接触した最後の日から 7 日間は、【体調の経過観察表】の記入を指示
- ③ 接触者から報告を受けた 7 日間の【体調の経過観察表】を宇治対策本部等（総務課担当）**に提出

宇治対策本部等**が行うこと

- ① 所属長に対して、濃厚接触者に【濃厚接触者等への確認事項】の速やかな提出と、併せ

て自宅待機期間中の【体調の経過観察表】の記入を依頼。速やかに濃厚接触者の情報を危機対策本部へ報告。なお、当該感染者が学生の場合は、学籍上の所属部局の方針を確認し、いずれかが危機対策本部に報告

- ② 保健所及び危機対策本部の指示・指導のもと、濃厚接触した者に対して、感染者と接触した最後の日から7日間の自宅待機（在宅勤務、自宅学習など）及び10日間の体調の経過観察を指示

※当該期間については、自治体の変異株の流行状況等によって取り扱いが異なる場合があるため、各自治体保健所の指示・指導に従う（以下同じ）

- ③ 濃厚接触者が担当していた業務等の支援体制の整備
- ④ 所属長*から報告を受けた7日間の【体調の経過観察表】を確認し、危機対策本部に報告。引き続き10日間を経過するまで体調の経過観察を行うよう指示
- ⑤ 濃厚接触者が、医療機関を受診し新型コロナウイルス陽性と診断された場合は、[上記\(1\)](#)により対応

※濃厚接触者と判断されなかった旨の報告を受けた場合に行うこと

- ① 濃厚接触者と判断されなかった者より報告のあった【体調の経過観察表】の結果を危機対策本部に報告

(3) 構成員の同居者が濃厚接触者となった場合

学生・教職員が行うこと

- ① 速やかに状況を所属長*に報告（第1報）。【同居者が濃厚接触者等の確認事項】を記入し、所属長*に提出
- ② 学生・教職員は、登校や出勤に制限を設けないが、同居者に症状が出た場合は、自宅待機（在宅勤務、自宅学習など）。登校や出勤時には必ずマスクの着用、手洗い、密の回避等感染予防対策の徹底を図る
- ③ 同居者がPCR検査又は抗原検査を受け、「陽性」となった場合、所属部局に状況を報告し、[上記\(2\)](#)により対応

（厚生労働省：家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

（日本環境感染学会：新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00009.html

所属長*が行うこと

- ① 上記該当者に、【同居者が濃厚接触者等の確認事項】の提出を依頼。速やかに状況を宇治対策本部等（総務課担当）**に報告（第1報）。併せて該当者が学生の場合は、学籍上の所属部局の方針に沿って対応（宇治対策本部等**には情報共有）
- ② 同居者がPCR検査又は抗原検査を受け、「陽性」となった場合は、[上記\(2\)](#)により対応するとともに、宇治対策本部等（総務課担当）**に報告

宇治対策本部等**が行うこと

- ①所属長*に対して、上記該当者に【同居者が濃厚接触者等の確認事項】の速やかな提出を依頼。提出後は速やかに濃厚接触者の情報を危機対策本部に報告。なお、当該感染者が学生の場合は、学籍上の所属部局の方針を確認し、いずれかが危機対策本部に報告
- ②同居している濃厚接触者が、医療機関を受診し新型コロナウイルス陽性と診断された場合は、[上記\(2\)](#)により対応し、危機対策本部に報告

(4) 構成員が新型コロナウイルス感染類似症状***を呈した場合

注：***類似症状とは、咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢・高熱などを指す。また、それ以外の疾患の確定診断がついている場合は除外する。

(参考資料) 新型コロナウイルス感染類似症状者が行うべき行動と復帰の流れ(フロー)

学生・教職員が行うこと

- ①類似症状***を呈した場合は、医療機関又は保健所に相談(PCR検査等を受けることも含め)のうえ、自宅待機(業務命令、自宅学習など)し、【体調の経過観察表】を記録
※京都府内の場合は、まず、かかりつけ医に相談(休日、夜間、かかりつけ医がない場合などは、「きょうと新型コロナ医療相談センター」(075-414-5487)に相談)
- ②速やかに状況を所属長*に報告
※所属長*の指示に従い【体調の経過観察表】を用いて健康状態を記録し、自宅待機終了の指示が出るまでの間の健康状態の報告(原則、毎日)
※PCR検査を受けることとなった場合にも所属長*に報告
※新型コロナウイルス陽性と診断された場合は、[上記\(1\)](#)により対応
- ③以下2点の両方を満たした場合、所属長*に【体調の経過観察表】を提出
 - 1)発症後、8日以上が経過している。(起算日：発症日を0日目)
 - 2)薬剤(a)を服用していない状態で、解熱後に72時間以上が経過しており、発熱以外の症状(b)が改善傾向である。(起算日：解熱日・症状消失日を0日目)
 - (a) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤
 - (b) 咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢
- ④所属長*の許可を得てから、自宅待機を終了
- ⑤自宅待機の解除後1週間は、【体調の経過観察表】の記録を続け、1週間後に改めて所属長*へ【体調の経過観察表】を提出

所属長*が行うこと

- ①上記該当者から類似症状***の発症報告後、次の指示を行う。
 - ・直ちに医療機関等の受診と自宅待機終了までの期間の在宅勤務や自宅学習による自宅待機
 - ・【体調の経過観察表】を用いての健康状態を記録し、自宅待機終了の指示が出るまでの間

の健康状態の報告（原則、毎日）

※学生の場合で、学籍上の所属部局より指示がある場合は、そちらに従うこと。

- ② 医師の診断の結果、新型コロナウイルス感染症以外の病気と診断された場合は、通常の病気として扱い、診断結果に基づき出勤・登校を指示
- ③ 医師の診断を受けていない場合及び新型コロナウイルス感染症の診断未確定の場合は、次のとおり対応
 - ・ 学生・教職員が行うこと③に記載している自宅待機解除条件が満たされた場合に、自宅待機終了を指示
 - ・ 判断が困難な場合は、宇治対策本部を通じて環境安全保健機構健康管理部門に助言を求めめる。
- ④ 上記該当者から自宅待機解除後 1 週間の【体調の経過観察表】の提出を受け、問題がないことを確認

宇治対策本部等**が行うこと

- ① 所属長からの自宅待機解除の判断についての相談に対応

.....
(参考)

◎ 相談窓口

- 新型コロナウイルス感染症が疑われる方
きょうと新型コロナ医療相談センター（365日 24時間、京都府・京都市共通）
Tel：075-414-5487
- 新型コロナウイルス感染症に関する一般的な電話相談
京都府新型コロナウイルスガイドライン等コールセンター（平日 9時から 17時）
Tel：075-414-5907
- 山城北保健所 Tel：0774-21-2911
- 各都道府県の新型コロナウイルスに関するお知らせ・電話相談窓口（首相官邸 HP）
https://www.kantei.go.jp/jp/pages/corona_news.html
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえたオンライン診療について
（厚生労働省 HP）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/rinsyo/index_00014.html
- 京都大学保健診療所 Tel：075-753-2405

◎ 「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」が感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者を指す。

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の

状況から患者の感染性を総合的に判断する)

※ 京都府 HP (濃厚接触者 Q&A) <https://www.pref.kyoto.jp/kentai/corona/qa.html>

◎ 「患者 (確定例)」とは、「新型コロナウイルス感染症の臨床的特徴を有し、かつ検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」を指す。

◎ 「感染可能期間」とは、発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状 (以下参照) を呈した 2 日前から退院又は宿泊 (自宅) 療養の解除の基準を満たすまでの期間とする。

※ 発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など

◎ 登校禁止、就業禁止及び自宅待機 (在宅勤務、業務命令及び自宅学習) の解除に際し、医療機関に対して「治癒証明書」や「陰性証明書」の発行を求めない。

※ 「(厚生労働省)「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」に関する Q & A について (その 6)」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000640251.pdf>

◎ 保健所等の行政機関との連絡調整は、危機対策本部が担当する。

◎ 濃厚接触者の判断、消毒作業について

- ・ 保健所が感染者の行動を確認し、現地調査などに基づき事業所と協議の上、濃厚接触者や消毒場所を決定することになる。
- ・ 濃厚接触者の判断については、同じ事務室内で業務を行っていたとしても、明らかな接触がないことなどにより、濃厚接触者とならない場合もある。
- ・ 消毒作業に関しては、小さな事務室であれば 1 日程度で終了し、翌日から業務を再開した例もある。

◎ 消毒作業については、保健所及び危機対策本部の指示・指導のもと、専門業者に依頼することを基本とする。

ただし、緊急を要し、清掃業者を手配できない場合、危機対策本部において当該部局と連携し、消毒作業を実施する。

本学教職員が消毒作業を行う場合は、感染者が利用した区域 (部屋、エレベータ、廊下、トイレ等) のうち手指が頻回に接触する箇所 (ドアノブ、スイッチ類、手すり、洗面、便座、流水レバー等) を中心に、「(厚生労働省) 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」※を参考に実施する。

※ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html